

## 別表「西宮市営住宅修繕入居者負担表」

- (1) 市営住宅の修繕については、公営住宅法及び西宮市営住宅条例で規定されています。
- (2) 入居者で費用を負担していただくものと、市(指定管理者)が費用を負担するものがありますが、入居者の皆さんに負担していただく修繕項目・内容はこの表によります。
- (3) 集会所、共用部分などの入居者負担は、管理運営委員会等負担に読み替えます。
- (4) 故意、過失等入居者の責めにより汚損・破損したものは、全て入居者負担です。

修繕項目・内容		備 考
<b>住戸専用部分 【建築関係】</b>		
床	仕上材(塗装・CFシート・フローリング類)の剥がれ、キズ	浴室床・フロアパンのキズ、割れは指定管理者負担
	畳の表替え、取替え	防虫処理含む
壁	仕上材(クロス・塗装・プラスター)の剥がれ、表面キズ	柱、枠等の塗装も入居者負担
天井	仕上材(クロス・塗装)の剥がれ	
建具	玄関扉の付属金物類 錠、ドアスコープ、ドアチェーン、戸当たりゴム、新聞受け	扉の塗装も入居者負担
	アミ戸、カーテンレール、隙間テープ	市設置分も含む
	風呂扉以外の室内建具 本体、金物類(丁番、錠前、戸車、レール、取手)	建具調整、隙間テープも入居者負担
	ガラス	パテ含む
備品・金物類	下足箱、押入、物入、収納庫、クローゼット	棚、ハンガーパイプ、付属金物類も入居者負担
	流し台、コンロ台、吊戸棚、水切棚	
	換気レジスター	
	室内手すり	
	玄関室名札、牛乳受け	
被害露	外気に面する箇所(北面、妻面)での結露による壁・天井等の腐れ、剥がれ	結露対策済み住宅が対象
ベランダ	隔板の破損(緊急時破損除く)	
	物干金物	
	排水管、排水ドレインのつまり清掃	

修繕項目・内容		備考
<b>住戸専用部分 【設備関係】</b>		
設給 備水	水栓(シングルレバー除く)及び附属部品 (蛇口、パッキン、つる首)	
	シングルレバーの破損	
排水 設備	流し台、浴室、洗濯パン、手洗(洗面)器、便所の排水枝管の つまり	
	各排水口の目皿、 <b>わん</b> 、クサリ、ゴム栓	
	各衛生陶器 手洗(洗面)器、便器、便座、ネジ	
	ペーパーホルダー	
電気 設備	スイッチ、コンセント	
	照明器具	
	壁掛換気扇	
	チャイム、ブザー	
	電話設備	
	ガス漏れ検知器	
風呂 ・ ガス	浴槽附属品(市設置)	浴槽の蓋、スノコ
	シャワーセット	シャワーヘッド、ホースのみ
<b>集会所 (管理運営委員会等負担)</b>		
集 会 所	集会所は住戸専用・共用部分の区分表を準用	
<b>共用部分 (管理運営委員会等負担)</b>		
設 備	階段・廊下・駐輪場・駐車場の照明球切れ	
屋 外 関 係	樹木(中低木:3m未満)剪定	
	団地内空地除草	
	害虫駆除	特に危険性が高いもののみ指定 管理者負担

- 負担表の内容で不明な点がある場合は「西宮市営住宅管理センター(修繕担当)」へ  
☎ 0798 (35) 5028